

# 公益財団法人 双日国際交流財団

## 定 款

### 第1章 総則

#### (名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人 双日国際交流財団（英文名「Sojitz Foundation」）と称する。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て従たる事務所を必要な地に置くことができる。

### 第2章 目的及び事業

#### (目 的)

第3条 この法人は、人材育成、国際交流及び国際関係調査・研究等に対する助成等を行うことにより、国際的な相互理解の深化に寄与することを目的とする。

#### (事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国内及び海外の大学、大学院等の学生を対象とした奨学金等の助成
- (2) 国際会議、集会等開催に対する助成
- (3) 海外に対する日本の社会、歴史、文化等の紹介に対する助成
- (4) 日本人の海外派遣及び外国人の日本招聘に対する助成
- (5) 内外経済及び国際関係についての調査・研究に対する助成
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

### 第3章 財産及び会計

#### (財産の構成)

第5条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 設立後の寄附金品
- (3) 財産運用収益
- (4) その他の収益

(財産の種類)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) この法人が公益財団法人への移行の登記をした日の前日の財産目録に基本財産として記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会においてその他の財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 基本財産以外の財産をその他の財産とする。

(財産の管理)

第7条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は理事会で別に定める。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、その運用収益を公益目的事業費及び管理費に充てるべきもので、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、この法人の公益目的事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決に加わることができる理事の3分の2以上の議決を経て、評議員会の議決に加わることができる評議員の3分の2以上の議決による承認を得た後、その一部を処分して公益目的事業費に充て、あるいはその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始の前日までに、理事長が作成し理事会の承認を受けなければならない。事業年度開始後にこれを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類（以下「計算書類等」という。）を作成し、監事の監査を受け、且つ第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けるものとする。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類は定時評議員会に報告するものとする。  
ただし、法人法施行規則第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合は、第1号及び第2号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けるものとする。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告書
  - (2) 会計監査報告書
  - (3) 理事、監事及び評議員の名簿
  - (4) 理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、「認定法」という。)施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員及び評議員会

### 第1節 評議員

(定数)

第13条 この法人に、評議員5名以上15名以内を置く。

(職務)

第14条 評議員は、評議員会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、定款の変更等この法人の運営の根幹に関わる事項の決定並びに評議員、理事、監事及び会計監査人の選任及び解任等の機関の人事の決定等に参加する。

(構成)

第15条 この法人の評議員について、理事及び監事の構成について規定した認定法第5条第10号及び第11号の規定を準用する。

(選任)

第16条 評議員は、評議員会において選任する。

(任期)

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は第13条に定める定員に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### (解任)

第18条 評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議によって解任することができる。この場合、評議員会において議決する前に、その評議員に意見を陳述する機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (報酬等)

第19条 評議員の報酬等は、年度総額百万円を超えないものとする。

- 2 前項とは別に、評議員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会で別に定める。

## 第2節 評議員会

#### (構成)

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

#### (権限)

第21条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員・理事・監事及び会計監査人の選任及び解任
- (2) 評議員・理事及び監事に対する報酬等の支給の基準及び額
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は担保提供の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### (開催)

第22条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

#### (招集)

第23条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第24条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第25条 評議員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 評議員の解任
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は担保提供の承認
- (5) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第26条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第27条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第28条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び当該評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人1名がこれに記名押印する。

## 第5章 役員等及び理事会

### 第1節 役員等

(役員の設定)

第29条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上 15名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第30条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、法令及びこの定款に定めるところにより、その職務を執行する。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、法令及びこの定款の定めるところにより、理事の職務執行状況並びにこの法人の業務及び財務の状況の監査等を行う。

- 2 監事は理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べなければならない。

(任期)

第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前2項にかかわらず、任期の満了前に退任した役員の前任の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した役員の前任の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第29条で定めた役員の前任の定数に足りなくなる時は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第34条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その理事又は監事を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第35条 理事及び監事の報酬等の金額は、評議員会で定める。

- 2 前項とは別に、理事及び監事には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会で別に定める。

## 第2節 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第38条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、事業年度毎に原則として、5月又は6月及び3月の2回開催する。
- 3 臨時理事会は、必要に応じて随時開催することができる。

(招集)

第39条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

(議長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、専務理事が議長の職務を代行する。

(決議)

第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第42条 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第31条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した代表理事及び当該理事会に出席した監事がこれに記名押印する。

## 第6章 会計監査人

(設置)

第45条 この法人に会計監査人を置く。

(選任)

第46条 会計監査人は、評議員会の決議によって監査法人又は公認会計士の中から選任する。

(職務及び権限)

第47条 会計監査人は、法令の定めるところにより、第11条第1項第3号から第6号までの書類の監査を行い、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって記録されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの。

(任期)

第48条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がなされなかったときには、再任されたものとみなす。

(解任)

第49条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その会計監査人を解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が前項各号のいずれかに該当するときは、監事は、監事全員の合意によって、その会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(報酬等)

第50条 会計監査人の報酬は、監事の過半数の同意を得て、理事長がこれを定める。



## 第7章 委員会

### (委員会)

第51条 この法人の事業を推進するために、理事会はその決議により、次の委員会を設置することができる。

- (1) 選考委員会
  - (2) その他理事会が必要と認めた委員会
- 2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第8章 事務局

### (設置等)

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会において任免する。
- 4 職員は、理事長が任免する
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

## 第9章 定款の変更及び解散等

### (定款の変更)

第53条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条、第16条及び第18条についても適用する。

### (解散)

第54条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

### (公益目的取得財産残額の贈与)

第55条 この法人が、公益認定取消処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額があるときは、理事会の決議を経た後、評議員の決議を経て、これに相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から一ヶ月以内に、類似の事業を目的とする他の認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

### (残余財産の処分)

第56条 この法人が解散等により清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第10章 公告

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第11章 補則

(委任)

第58条 法令及びこの定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人が行政庁の認定を受け公益財団法人への移行の登記をした日から施行する。
- 2 この法人が公益財団法人への移行の登記をしたときは、第9条の規定にかかわらず、当該登記をした日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、第16条の規定にかかわらず次に掲げる者とする。  
小松 國男 永濱 光弘 中島 敏次郎 谷口 真一  
三浦 勇一 花井 正志 安武 史郎
- 4 この法人の最初の代表理事及び業務執行理事は、第30条の規定にかかわらず、次の通りとする。  
代表理事 (理事長) 西村 英俊  
業務執行理事 (専務理事) 堀 啓二郎
- 5 この法人の最初の会計監査人は、第46条の規定にかかわらず次の通りとする。  
あずさ監査法人